

# 働者の賃上げ、戦争法廃止を

## ここがポイント 2016国民春闘

### なぜ、国民春闘をとりくむのか

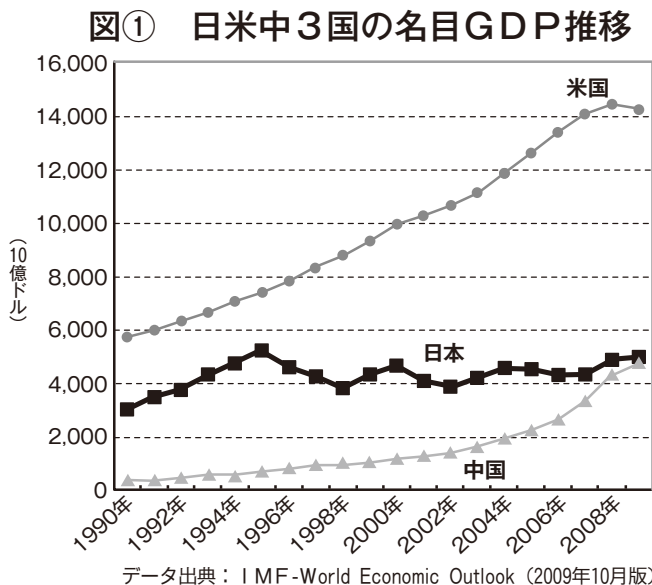
多くの民間企業では、春の時期（1月～3月）に労使交渉などがとくまれ、4月からの賃金が決定します。そして、民間企業の賃上げが8月の人事院勧告、10月の人事委員会勧告にも反映され、国家公務員や地方公務員の賃金決定に大きく影響します。

### アベノミクスで貧困と格差が拡大

安倍首相はアベノミクスの成果を強調していますが、実際には、株主配当の急増や大企業の内部留保の積み増しで、労働者・国民にその影響は及んでいません。それどころか、消費税の増税、物価上昇によって、実質賃金は低下し、貧困と格差は拡大しています。

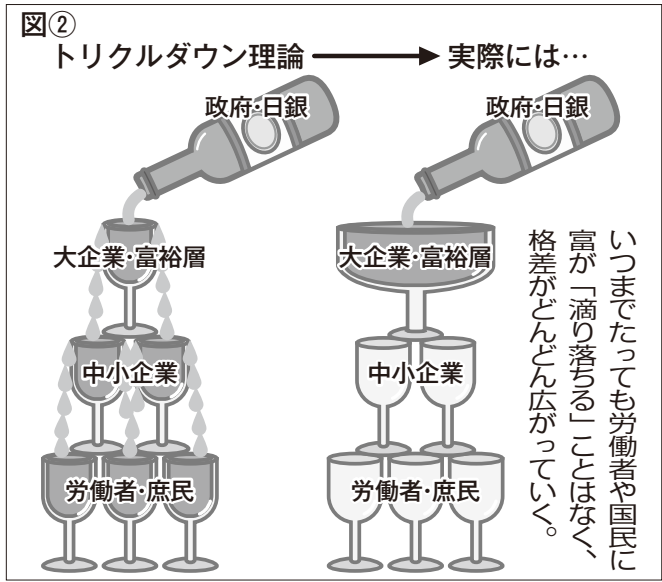
### すべての労働者の賃上げで大阪・日本を元気に 20年間日本経済は成長なし

この20年間のGDP（国内総生産）を見れば、日本が一目瞭然です。アメリカ



### マイナスの循環をプラスに

いま求められているのは、景気回復の好循環をつくることです。政府や自治体が最低賃金の引上げや公的保障やサービスを充実させれば、労働者の大幅賃上げにもつながります。その結果、労働者と家族に欲しいものを買う余裕ができます。そのことが小売店の売上げアップ、生産の拡大につながり、好循環です。



## 労働者 第1期 わくわく講座

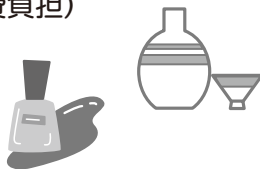
参加費 無料

- 開講式
- 第1回 「人間らしく生き、働きたい!」「こんな職場何とかしたい!」——だから労働組合
    - A 3月12日(土) 13時～15時30分
    - B 3月25日(金) 19時～20時30分
  - 第2回 一人じゃできないこともみんなで力をあわせ——労働者・労働組合の権利
    - A 4月9日(土) 13時～15時30分
    - B 4月15日(金) 19時～20時30分
  - 第3回 みんなで討論、みんなで決定、みんなで実践——労働組合の組織と運営
    - A 5月14日(土) 13時～15時30分
    - B 5月20日(金) 19時～20時30分
  - 第4回 賃金上げたい、健康で働き続けたい——労働者・労働組合の基本的要求と重点課題
    - A 6月11日(土) 13時～15時30分
    - B 6月17日(金) 19時～20時30分
  - 第5回 未来をひらくナショナルセンター・全労連
    - A 7月9日(土) 13時～15時30分
    - B 7月15日(金) 19時～20時30分

AとBの講義内容は同じものです。どちらか一方に出席してください。両方出席してもかまいません。

おまけ講座もあるよ (費用は実費負担)

- A ネイル教室 B 利き酒の会
- 他にも特技や趣味のある方は、おまけ講座をやってみませんか?



戦争法廃止! 憲法・地方自治まもれ 府民要求連絡会 主催

### くらし優先のまともな大阪府政へ

#### 府議会開会日行動

## ランチタイム集会&パレード

いま、大阪府民が望んでいるのは、くらしと雇用を守り、景気回復につながる元気な大阪へ、安心・安全なまちづくりです。副首都構想によるムダな巨大開発や中央省庁移転ではなく、くらし最優先の府政実現に向けて、みんなで声をあげましょう!

### 2月25日(木)

- 8時30分 府庁前宣伝
- 12時15分 ランチタイム集会 (大阪城公園・教育塔前ひろば)
- 12時50分 府庁周辺パレード出発

主催 府民要求連絡会(府民連)  
☎06-4800-8475 FAX06-4800-8476  
メール: fuminren@nifty.com

府職労組合員ならでは！

長期組合員表彰  
子どもの入学・卒業祝い 請求お忘れなく！

本部請求締切日 2月20日(土)

※請求は支部でとりまとめのうえ本部へ提出をお願いします。  
給付時期 3月11日(金)以降

長期組合員表彰



20年 1995(平成7)年4月2日から1996年4月1日の間に加入した組合員  
30年 1985(昭和60)年4月2日から1986年4月1日の間に加入した組合員

◇給付品の内容◇

20・30年記念品 1万円相当の図書カードか旅行券(どちらかを選べます)

小・中学校入学・卒業祝い



小学校入学記念品 2016年4月に小学校入学予定の子どもを持つ組合員  
<2009(平成21)年4月2日~2010年4月1日生まれの子>  
中学校入学記念品 2016年4月に中学校入学予定の子どもを持つ組合員  
<2003(平成15)年4月2日~2004年4月1日生まれの子>  
中学校卒業記念品 2016年3月に中学校卒業予定の子どもを持つ組合員  
<2000(平成12)年4月2日~2001年4月1日生まれの子>

◇給付品の内容◇

小学校入学 3,000円相当の図書カード  
中学校入学・卒業 2,000円相当の図書カード

両親とも組合員なら両方から請求できます。

〈記念品請求方法〉

- ◆20・30年長期組合員：分会(支部)役員まで、採用年月日、職員番号、記念品の希望をお伝えください。
- ◆小・中学校入学・卒業：府職労共済請求書(分会・支部にあり)に必要事項を記入の上、分会(支部)役員まで提出してください。

個人賠償責任共済

満期更改と新規加入募集

示談交渉サービス付！

年間掛け金1,000円で…

最高補償額 1億円

組合員の家族も自動的に補償します。  
日本国内の事案のみ補償します。  
補償期間は4月1日から1年間です。

申込締切日 2月20日(土)

日常生活での「アツ」という事故に

【補償事例】

- ・愛犬が他人にかみついた
- ・止めていた自転車が倒れ駐車中の自動車を傷つけた
- ・自転車などで歩道の歩行者に接触
- ・スキー、スノボやスケート中に誤って他人に接触
- ・水漏れにより階下に損害を与えた
- ・ゴルフプレー中に打球が他人に当たりケガをした

※詳しい内容については募集ビラをご覧ください。



入って良かった

個人賠償責任共済

府職労書記長 小松 康則

府職労加入後、毎年更新し、ずっと個人賠償責任共済に入っています。まさか自分が利用するとは思っていませんでした。私の母親は病気で体が少し不自由になったため、近所のスーパーや病院へはシニアカー(福祉用電動三輪車)を利用しています。昨年、近所のスーパーへ買い物に行ったとき、体調が悪かったこともあり、運転操作を誤ってしまい、スーパーの自動扉に衝突し、ガラスを破損させる事故を起こしました。母親自身は保険等に加入していませんでした。心から思っています。

すべての労

安倍政権と「おおさか維新」の狙う改憲、戦争法具体化を許すな

安倍政権は、昨年9月19日未明、多くの国民の声を無視して、憲法違反の戦争法を強行可決し「戦争できる国」に向けた動きをいっそう強めています。日米共同作戦体制づくりを加速させ、横田基地へのオスプレイ配備計画、各地で基地強化や共同演習の強化など、米軍との一体化を進めています。防衛省は、交戦規則の緩和や駆けつけ警護など自衛隊の任務拡大を加速させ、武器の研究開

発から調達、管理、輸出を一元的に担う防衛装備庁も発足させました。今後、自衛隊装備強化・戦争準備のため、軍事費を増やし、消費税増税や医療・年金など社会保障の切り捨てがいつそう進められます。また、沖縄・辺野古沖への米軍新基地建設問題では、アメリカとの約束最優先で、オール沖縄の民意を踏みにじり、力づくで住民を排除しています。戦争法が発動されれば、

自衛隊は米軍の指揮下に組みこまれ、日本の若者が世界中で殺し殺されることになり。だからこそ、これまで政治に関心なかった人や敬遠していた人、保守的な人など、多くの国民が声をあげ、初めてのデモや集会への参加など行動に立ちあがりました。全労連も参加する「総がかり行動実行委員会」の大規模行動に加え、弁護士会やSEALDs、学者の会、ママの会などの行動が急速かつ多様に広がっています。この運動は、戦争法の強行成立後も止むことなく継続し、広がっています。府職労でも、職場

学習会を基礎に、毎週水曜日の宣伝行動や国会前への代表派遣にとりくみ、多く

テロのない世界へ  
—今こそ9条を世界に—

シリアからの大量の難民問題が世界を揺るがす事態となり、アフガニスタンやイラクなどでの内戦が泥沼化するともに、フランスでの大規模テロをはじめISなどのテロ組織が世界の安全と平和を脅かしています。こうした事態を招いた原因は、①格差や貧困の拡大、人種差別などがテロ組織に若者が流れこむ土壌になっている、②アメリカなど大国の身勝手な軍事介入が国家組織を破壊し、武装勢力への支援や武器供与がテロ組織を育成してきたことです。武力は憎しみの連鎖をつくりだすことになりません。いま、憲法9条の値打ちが世界的にもますます輝きを放っています。しかし、安倍首相は国

連演説で「積極的平和主義」を唱え、シリア難民の受け入れを事実上拒否する姿勢を示しましたが、真の「積極的平和(平和研究・紛争解決の第一人者であるヨハン・ガルトウング氏が提唱)とは、戦争のない状態を平和と捉える「消極的平和」に対し、貧困、抑圧、差別など構造的暴力のない状態をさす概念であり、まさに日本国憲法の理念と共通するものです。憲法を学び、守り、いかす運動がますます重要です。

府職労定例法律相談のご案内

顧問弁護士 城塚健之 先生

3月8日(火) 午後2時~4時

府職労では、毎年6回、顧問弁護士による定例無料法律相談を実施しています。毎年1・3・5・7・9・11月の第2火曜日を予定しています。

1回、1人30分、4名をメドとしています。

●相談の申し込みは、3月7日(月)午前中までに電話(06-6941-3079)で府職労本部福祉法制部まで申し込んで下さい。

\*なお当日は、相談時間の10分前には、府職労本部書記局までお越しください。

府

- ★開第
- ★第
- ★第
- ★第
- ★第
- ★第
- ★第

Aとでてくか